

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該入札に係る令和3年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものです。

令和3年3月23日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長

松浦 明

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 国営土地改良事業法手続関係データベース用サーバ借入及び保守（電子入札対象案件）
- (2) 借入内容 別紙公示用予算書及び仕様書のとおり  
詳細は入札説明書等による。
- (3) 借入期間 令和3年6月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 借入場所 発注者の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難しい場合は、事前に紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式で参加することができる。

電子調達システムで使用できるICカードは、資格審査結果通知書に記載されている者又は代表者から入札・見積権限及び契約締結権限について電子調達システムにより委任状の承認を受けた者のICカードのみである。

イ 入札は、総価金額で行う。

入札書記載金額は、借入物品の本体価格のほか、仕様書等に規定する借入に要する一切の諸経費を含めた価格（借入及び保守料金）を対象として1月あたりの契約希望価格に借入月数を乗じた総価を記載すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の書類を提出している者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の受付期限から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、ICカードを取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 当該借入物品に関し、仕様書に示す内容を満たしていることを証明した者であること。
- (8) 当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先  
〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ  
電話 011-709-2311 内線5268  
FAX 011-726-2351
- (2) 電子調達システムのURL及び問合せ先  
政府電子調達（GEP S）  
<https://www.geps.go.jp/>  
上記3(1)の問合せ先に同じ。
- (3) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間、場所及び方法  
ア 期間 令和3年3月23日(火) から 令和3年4月20日(火) までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。ただし、最終日は12時までとする。  
イ 場所 上記3(1)に同じ。  
ウ 方法 閲覧又は貸出  
ただし、上記場所での閲覧又は貸出を受けることが困難な場合は、郵送等（郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）をいう。以下同じ。）又は宅配便（受取人の所在地に直接送達される小口貨物であり、かつ、送達記録のあるものをいう。）による交付を行うので、上記3(1)の問合せ先に申し出ること。この場合、送料等は郵送等又は宅配便による交付を希望する者の負担とする。  
ア 申込期間 令和3年3月23日(火) から 令和3年3月29日(月) まで  
イ 申込先 上記3(1)に同じ。
- (4) 申請書等の提出方法  
申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者（支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる。  
ア 受付期間 令和3年3月23日(火) から 令和3年4月5日(月) 12時00分 まで  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)  
イ 持参又は郵送等の場合の送付先 上記3(1)に同じ。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名（法人にあっては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札年月日を朱書きしなければならない。
- ア 電子調達システム又は紙入札（持参又は郵送等）による入札書の受領期限  
令和3年4月20日（火） 12時00分 まで
- イ 開札の日時 令和3年4月22日（木） 11時00分
- ウ 開札の場所 〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
北海道開発局開発監理部会計課入札公示室

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- (3) 入札の無効  
ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。  
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- イ 入札説明書等の閲覧又は貸出を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者及び2者以上のために閲覧又は貸出を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日付け北開局会第728号及び北開局工管第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 入札執行回数  
原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。  
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の決定を受けていない者も上記3(4)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得及び電子調達システム運用基準（物品役務等）を熟読すること。
- (9) 詳細は、入札説明書による。